

第 10 回 大 山 町 議 会 定 例 会 議 録 (第 4 日)

平成 22 年 1 2 月 22 日 (水曜日)

議事日程

平成 22 年 1 2 月 22 日 午前 9 時 30 分 開議

1. 開議宣告

- 日程第 1 議案第 148 号 大山町索道事業基金条例の制定について
- 日程第 2 議案第 149 号 大山町特別会計条例の一部を改正する条例について
- 日程第 3 議案第 150 号 大山町特別医療費助成条例の一部を改正する条例について
- 日程第 4 議案第 151 号 大山町農業集落排水処理施設条例の一部を改正する条例について
- 日程第 5 議案第 152 号 大山町公共下水道条例の一部を改正する条例について
- 日程第 6 議案第 153 号 大山町索道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 7 議案第 154 号 米子市と大山町との可燃ごみ焼却事務の委託に関する規約を定める協議について
- 日程第 8 議案第 155 号 鳥取県西部広域行政管理組合の共同処理事務及び規約を変更する協議について
- 日程第 9 議案第 156 号 大山町新高田辺地に係る総合整備計画の策定について
- 日程第 10 議案第 157 号 大山町渡道辺地に係る総合整備計画の策定について
- 日程第 11 議案第 158 号 大山町明間・中楨原辺地に係る総合整備計画の策定について
- 日程第 12 議案第 159 号 大山町種原辺地に係る総合整備計画の変更について
- 日程第 13 議案第 160 号 大山町大山辺地に係る総合整備計画の変更について
- 日程第 14 議案第 161 号 平成 22 年度大山町一般会計補正予算 (第 5 号)
- 日程第 15 議案第 162 号 平成 22 年度大山町地域休養施設特別会計補正予算
(第 3 号)
- 日程第 16 議案第 163 号 平成 22 年度大山町簡易水道事業特別会計補正予算
(第 2 号)
- 日程第 17 議案第 164 号 平成 22 年度大山町国民健康保険特別会計補正予算
(第 2 号)
- 日程第 18 議案第 165 号 平成 22 年度大山町国民健康保険診療所特別会計補正予算
(第 3 号)
- 日程第 19 議案第 166 号 平成 22 年度大山町介護保険特別会計補正予算 (第 2 号)
- 日程第 20 議案第 167 号 平成 22 年度大山町介護保険事業特別会計補正予算

- (第1号)
- 日程第21 議案第168号 平成22年度大山町農業集落排水事業特別会計補正予算
(第2号)
- 日程第22 議案第169号 平成22年度大山町公共下水道事業特別会計補正予算
(第3号)
- 日程第23 議案第170号 平成22年度大山町風力発電事業特別会計補正予算
(第3号)
- 日程第24 議案第171号 平成22年度大山町情報通信事業特別会計補正予算
(第2号)
- 日程第25 議案第172号 平成22年度大山町水道事業会計補正予算 (第2号)
- 日程第26 議案第173号 大山町水道事業の設置及び給水に関する条例の一部を改正
する条例について
- 日程第27 議案第174号 町有財産を有償で払下げすることについて
(町営住宅浜の上第二団地)
- 日程第28 議案第175号 町有財産を無償で譲渡することについて
(町営住宅浜の上第二団地)
- 日程第29 諮問第4号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
- 日程第30 陳情第11号 2011年度国家予算編成において、教育予算拡充を求める陳
情書
- 日程第31 陳情第14号 年金受給資格期間を10年に短縮することを求める陳情
- 日程第32 陳情第12号 環太平洋戦略的経済連携協定(TPP)の参加に反対する陳情
書
- 日程第33 陳情第13号 「交通基本法」制定に関する陳情書
- 日程第34 発議案第7号 「環太平洋戦略的経済連携協定」(TPP)に参加しないこと
を求める意見書の提出について
- 日程第35 発議案第8号 「交通基本法」制定を求める意見書の提出について
- 日程第36 発議案第9号 2011年度国家予算に関する意見書の提出について
- 日程第37 議員派遣について
- 日程第38 閉会中の継続審査について (経済建設常任委員会 陳情第15号)
- 日程第39 閉会中の継続調査について (総務常任委員会 所管事務調査)
- 日程第40 閉会中の継続調査について (教育民生常任委員会 所管事務調査)
- 日程第41 閉会中の継続調査について (経済建設常任委員会 所管事務調査)
- 日程第42 閉会中の継続調査について (議会運営委員会 所管事務調査)

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（18名）

1番	竹口大紀	2番	米本隆記
3番	大森正治	4番	杉谷洋一
5番	野口昌作	6番	池田満正
7番	近藤大介	8番	西尾寿博
9番	吉原美智恵	10番	岩井美保子
11番	諸遊壤司	12番	足立敏雄
13番	小原力三	14番	岡田聰
15番	椎木学	16番	鹿島功
17番	西山富三郎	18番	野口俊明

欠席議員（なし）

事務局出席職員職氏名

局長 …………… 諸遊雅照 書記 …………… 柏尾正樹

説明のため出席した者の職氏名

町長 ……………	森田増範	教育長 ……………	山根浩
副町長 ……………	小西正記	教育次長 ……………	狩野実
総務課長 ……………	押村彰文	社会教育課長 ……………	手島千津夫
中山支所総合窓口課長 ……………	澤田勝	幼児教育課長 ……………	高木佐奈江
大山支所総合窓口課長 ……………	岡田栄	学校教育課長 ……………	林原幸雄
企画情報課長 ……………	野間一成	税務課長 ……………	小谷正寿
建設課長 ……………	池本義親	農林水産課長 ……………	山下一郎
水道課長 ……………	坂田修	住民生活課長補佐 ……………	吹野正幸
福祉介護課長 ……………	戸野隆弘	観光商工課長 ……………	福留弘明
保健課長 ……………	斎藤淳	人権推進課長 ……………	門脇英之
農業委員会事務局長 ……………	近藤照秋	地籍調査課長 ……………	種田順治
代表監査委員 ……………	松本正博		

午前9時30分 開会

開会・開議・議事日程

○議長（野口俊明君） おはようございます。12月定例会もいよいよ本日で最終日となりました。本日は、議案の質疑・討論・採決を行ないます。

ただいまの出席議員は18名です。定足数に達しておりますので、これから本日の会

議を開きます。なお、開議を開きます前に、21年の、22年の11月に開催いたしました第2回の大山町議会の報告会の際の住民の皆さまからの意見要望につきまして町長のほうに意見答申をしておりました。その回答が一昨日、議会のほうにありましたので議員の皆さまのお手元に配布しておるとおりであります。住民の皆様にもこの12月定例の議会だよりの紙面上ご報告させていただきたいと思っております。よろしくお願いいたします。

それでは、本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。これから本日の会議を開きます。

日程第1 議案第148号

○議長（野口俊明君） 日程第1、議案第148号 大山町索道事業基金条例の制定についてを議題とします。これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶものあり〕

○議長（野口俊明君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶものあり〕

○議長（野口俊明君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第148号を採決します。お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔 賛成者起立 〕

○議長（野口俊明君） 起立多数です。したがって、議案第148号は原案のとおり可決されました。

日程第2 議案第149号

○議長（野口俊明君） 日程第2、議案第149号 大山町特別会計条例の一部を改正する条例についてを議題とします。これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶものあり〕

○議長（野口俊明君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶものあり〕

○議長（野口俊明君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第149号を採決します。お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔 賛成者起立 〕

○議長（野口俊明君） 起立多数です。したがって、議案第149号は原案のとおり可決されました。

日程第3 議案第150号

○議長（野口俊明君） 日程第3、議案第150号 大山町特別医療費助成条例の一部を改正する条例についてを議題とします。これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶものあり〕

○議長（野口俊明君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶものあり〕

○議長（野口俊明君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第150号を採決します。お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（野口俊明君） 起立多数です。したがって、議案第150号は原案のとおり可決されました。

日程第4 議案第151号

○議長（野口俊明君） 日程第4、議案第151号 大山町農業集落排水処理施設条例の一部を改正する条例についてを議題とします。これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶものあり〕

○議長（野口俊明君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶものあり〕

○議長（野口俊明君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第151号を採決します。お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（野口俊明君） 起立多数です。したがって、議案第151号は、原案のとおり可決されました。

日程第5 議案第152号

○議長（野口俊明君） 日程第5、議案第152号 大山町公共下水道条例の一部を改正する条例についてを議題とします。これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶものあり〕

○議長（野口俊明君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。これから討論を行

います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶものあり〕

○議長（野口俊明君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第152号を採決します。お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（野口俊明君） 起立多数です。したがって、議案第152号は、原案のとおり可決されました。

日程第6 議案第153号

○議長（野口俊明君） 日程第6、議案第153号 大山町索道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶものあり〕

○議長（野口俊明君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶものあり〕

○議長（野口俊明君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第153号を採決します。お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（野口俊明君） 起立多数です。したがって、議案第153号は、原案のとおり可決されました。

日程第7 議案第154号

○議長（野口俊明君） 日程第7、議案第154号 米子市と大山町との可燃ごみ焼却事務の委託に関する規約を定める協議についてを議題とします。これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶものあり〕

○議長（野口俊明君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶものあり〕

○議長（野口俊明君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第154号を採決します。お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（野口俊明君） 起立多数です。したがって、議案第154号は原案のとおり可決されました。

日程第8 議案第155号

○議長（野口俊明君） 日程第8、議案第155号 鳥取県西部広域行政管理組合の共同処理事務及び規約を変更する協議についてを議題とします。これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶものあり〕

○議長（野口俊明君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶものあり〕

○議長（野口俊明君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第155号を採決します。お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（野口俊明君） 起立多数です。したがって、議案第155号は原案のとおり可決されました。

日程第9 議案第156号

○議長（野口俊明君） 日程第9、議案第156号 大山町新高田辺地に係る総合整備計画の策定についてを議題とします。これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶものあり〕

○議長（野口俊明君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶものあり〕

○議長（野口俊明君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第156号を採決します。お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（野口俊明君） 起立多数です。したがって、議案第156号は、原案のとおり可決されました。

日程第10 議案第157号

○議長（野口俊明君） 日程第10、議案第157号 大山町渡道辺地に係る総合整備計画の策定についてを議題とします。これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶものあり〕

○議長（野口俊明君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶものあり〕

○議長（野口俊明君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第157号を採決します。お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（野口俊明君） 起立多数です。したがって、議案第157号は、原案のとおり可決されました。

日程第11 議案第158号

○議長（野口俊明君） 日程第11、議案第158号 大山町明間・中楨原辺地に係る総合整備計画の策定についてを議題とします。これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶものあり〕

○議長（野口俊明君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶものあり〕

○議長（野口俊明君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第158号を採決します。お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（野口俊明君） 起立多数です。したがって、議案第158号は原案のとおり可決されました。

日程第12 議案第159号

○議長（野口俊明君） 日程第12、議案第159号 大山町種原辺地に係る総合整備計画の変更についてを議題とします。これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶものあり〕

○議長（野口俊明君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶものあり〕

○議長（野口俊明君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第159号を採決します。お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（野口俊明君） 起立多数です。したがって、議案第159号は、原案のとおり可決されました。

日程第13 議案第160号

○議長（野口俊明君） 日程第13、議案第160号 大山町大山辺地に係る総合整備計画の変更についてを議題とします。これから質疑を行います。質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶものあり]

○議長（野口俊明君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶものあり]

○議長（野口俊明君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第160号を採決します。お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（野口俊明君） 起立多数です。したがって、議案第160号は、原案のとおり可決されました。

日程第14 議案第161号

○議長（野口俊明君） 日程第14、議案第161号 平成22年度大山町一般会計補正予算（第5号）についてを議題とします。これから質疑を行います。質疑はありませんか。

○議員（1番 竹口大紀君） 議長、1番。

○議長（野口俊明君） 1番、竹口大紀君。

○議員（1番 竹口大紀君） 歳出19ページにですね、318万円、予防接種助成事業、ということで、子宮頸がん、小児用肺炎球菌ワクチン、これの助成がされる、まあ半分は県の補助を、補助があるということですが、現在、新聞報道等でもありませんとおり、鳥取市や伯耆町、湯梨浜町ですか、は、この接種費用、全額助成ということで進められておりますが、大山町の場合、子宮頸がんワクチン、1回約1万5,000円程度のところを1万4,000円までしか補助されません。ヒブワクチン、1回7,000円程度のところが1回あたり6,000円までしか補助されません。小児用肺炎球菌ワクチン、これが1回あたり1万円程度費用がかかりまして、8,000円までしか補助されません。どういう検討をされてこの金額を決定されたのかお答えいただきたいのと、それとこの金額に設定することで、現在の接種率よりもどの程度接種率が向上するのか、また、無料の完全に全額助成する場合に比べて接種率はどのように違うのか、検討されたのかをお答えください。

○保健課長（斎藤 淳君） 議長、保健課長。

○議長（野口俊明君） 斎藤保健課長。

○保健課長（斎藤 淳君） 竹口議員のご質問にお答えをいたします。先ほどご指摘のありました子どもの髄膜炎予防のためのヒブワクチン、それから小児用肺炎球菌ワクチン、そして、女性を守るための子宮頸がん予防のためのワクチン。この3つのワクチンを国がこの度の補正予算で国費をつけるということになりました。で、町が助成をする場合に、その半分を国がみますよということで、県に基金を設けて、県に基金を設ける形で国のお金が半分使えるということになったわけではありますが、現時点では、これは個人の発病を防ぐためのいわゆる任意の予防接種であると。いわゆる感染力があつて、全体に蔓延するというので、それを防がなければならないというその法定接種と現時点では考え方が違うものでありますから、いわゆる任意接種という考え方でございますので、一定額の個人負担はやむを得ないのではないかというふうに考えております。

国の助成の考え方も公費カバー率は9割というふうなことを指針として出しておりますので、大山町としましてもそれに見合った助成措置を講じたということでもあります。8割、9割程度の助成率ということになりますので、かなりの方に受診して、接種してもらえるとというふうに考えております。かなり接種率は高くなっていくというふうに理解をしております。特に子宮頸がんは1回につき1万5,000円、6,000円かかります。それが1,000円、2,000円程度で1回あたり済みます。それを3回接種する必要があるわけですけれどもそれにしても都合、3,000円から5,6,000円程度の自己負担で接種ができるということでもありますので、接種率はかなり上がってくるだろうというふうに考えております。

それと、今回の補正です、全額助成をした場合と、大山町が今回補正をしたあい差、今3つのワクチン、トータルで申し上げますと、大体140万程度の増額ということになるかなというふうに思っております。以上です。

○議員（1番 竹口大紀君） 議長。

○議長（野口俊明君） 竹口大紀君。

○議員（1番 竹口大紀君） はい。今、ご説明がありましたとおり、国の方針として公費カバー率が8割から9割ということでやっておりますが、当然そうでない市町村、あります。それは、国の方針のとおり、大体その辺でやっつけばいいわというんだったら、市町村は事務だけやっておけばいいわけで、町長はそのへんどのように担当課に指示をされて、また、検討をされるように言われたのか、お答えください。

○町長（森田増範君） 議長。

○議長（野口俊明君） 森田町長。

○町長（森田増範君） はい。竹口議員の質問にお答えさせていただきたいと思っております。新聞の方でも、鳥取市、先ほど申し上げられましたように、湯梨浜であったりとか、伯耆町であったりとか、全額という形で助成制度を設けているという報道がなされている

ところであります。現在12月の定例議会ということでありますので、それぞれの議会で色々な検討をなされて示されることだろうと思っております。

大山町におきましては、先ほど担当課長のほうから話がございましたように、まず基本的な考え方として、任意接種であるということ、そして、もうひとつは、国のほうのいわゆる補正を組まれてですね、この予算計上をしていく段階の中で、9割というひとつの指針的なものがあったということの中で判断をいたしてこの度の提案させていただいております。

ただ、やはり利用される形の中で町内だけではありません。米子のほうに行かれる患者の方もたくさんおられますし、色々な接種の形の中で、医師会との協議もあると思いますし、もう少しこの周辺の町村の市町村の状況を把握する中で全額ということも今後には可能性としてはあるなということは考えております。

ただ、この度の提案をさせていただいた状況の中では、12月の定例議会のこの案件でありますので、補正予算、国の補正予算が通って、まだまだ流動的な状況の中でこういった示しを受けて判断をさしていただいたというところでありますので、今後のこの数値については周辺の市町村の状況をもう一度把握をしながら検討をさせていただきたいということであります。仮にですね、全額ということをもし、提案をするということになれば、3月の当初、23年度の当初予算ということの中に議員の皆さん方のほうにご相談をさせていただくということになろうかと思えますし、その場合には1月1日にさかのぼってということにもしなければならぬのかなというぐあいに思っておりますけれども、これもまだ仮定の状況でありますので、少し時間をいただいて周辺の状況を把握させていただきたいなというぐあいに思っております。

○議員（1番 竹口大紀君） 議長。

○議長（野口俊明君） 竹口大紀君。

○議員（1番 竹口大紀君） はい。様々なことを検討されるということでしたが、今、町長の話の中にもありました、3月で補正予算を議決した場合には1月1日までさかのぼってということでしたが、ほかの町村の現状を見ますと、今年度4月1日までさかのぼって、今年度4月1日以降に受けた人は、償還しましょうと、補助しましょうという方針をだされております。で、本町におきましては、小児用のヒブワクチン、これ、7月1日から助成になっております。1回3,000円助成になっております。こういう方針をですね、本町が出されておいて、さあ、小児用ヒブワクチン補助します、受けてくださいと言って、7月1日以降に受け始めた人が、何かせかされて受けたのに、何か損したなというような感情を抱かれると思うんです。そういった場合に、1月1日までさかのぼるというのは、いかがなものかと。もっと、以前まで、少なくとも大山町が独自にヒブワクチン等を補助し始めたところらへんまでは、さかのぼる必要があるんじゃないかというふうに思いますが、そのようなところは検討するつもりがありますでしょうか。

○町長（森田増範君） 議長。

○議長（野口俊明君） 森田町長。

○町長（森田増範君） はい。議員のほうからのご質問でありますけれども、基本的には国の予算が、補正予算が付いたということが大きな区切りだろうと思っておりますけれども、現状を踏まえて、今後の中では、検討していく余地はあるなというぐあいに思っておるところであります。

○議員（1番 竹口大紀君） 了解しました。

○議長（野口俊明君） ほかに質疑はありませんか。

○議員（10番 岩井美保子君） 議長。

○議長（野口俊明君） 10番、岩井美保子君。

○議員（10番 岩井美保子君） はい。何点か質問をさせていただきますが、8ページの町債においてですね、9,900万の予算があがっております。ソフト事業分で新規事業ということでございます。これをちょっと詳しくお答えいただきたいと思っております。

それから、10ページの財産管理費というところで、17万3,000円あがっております。これは、専決処分で既に損害賠償がなされていると思うんですが、これは作業中に自動車に当たったという問題ではないでしょうか。このことをちょっと、専決になっておりますからもう終わっているんですけど、こういうことが2回目なんですよ。

それでですね、なぜ自動車に草刈した石が当たったのか。もし、作業中に自動車が邪魔になるようでしたら、移動させてもらってですね、そういう注意を払ったら、こういう事故にならないんじゃないかという気がしてなりません。これで2回目ですので、ちょっと質問させていただきます。どのようなあれでこういうことになったのかというわけをお聞かせいただきたいと思っております。

それから、24ページですが、工事請負費で、大山寺足湯です。これは、私たち、経済建設におらなければ分からなかった説明だったと思っておりますので、新たに出させていただきます。移動のために新たに補正ということでですね、419万2,000円あがっております。それでですね、当初予算では、1,311万7,000円あがっておりますよ、それにプラスの419万2,000円となりますと、1,700万ぐらいになるわけです。で、移動のための新たに補正ということで419万2,000円なんですけど、地元の要望でということの説明がありました。これ本当に必要だろうかと思って皆さんに聞いてもらわないけませんし、私自身も不思議に思っておることですのでもう一度説明をお願いいたします。

それから、28ページに大山中学校40周年記念式典のための記念品が出るわけですけど、20万3,000円です。これはどのようなものをお考えおられますでしょうか。

それから、29ページの男女共同参画検討委員会謝礼ということで4万4,000円あがっております。これは当初予算でも4万4,000円あがっております。これで2回目なんですけれども、会合をどのように持たれたのか、ということ。以上、詳しくご説

明をお願いいたします。

○**観光商工課（福留弘明君）** 議長、観光商工課長。

○**議長（野口俊明君）** 福留観光商工課長。

○**観光商工課（福留弘明君）** 失礼いたします。答弁の準備をしております間に足湯の件につきまして、ご説明をさせていただきます。ご指摘のとおり、今回420万円ほどの増額補正をお願いをしているわけですが、その増額となりました理由につきまして何点かご説明をさせていただきます。

まず、移動のためにとということで議員おっしゃいましたが、理由のうちのひとつでございます。この事業費につきましては、当初予算に計上させていただいたものでございますけれども、その当初予算で計上しておりました段階で設置、いわゆる経費を見積もった設置見込みの場所が、地元の自治会の皆さん、設置後、維持管理等を行っていただくわけですが、こちらの自治会の皆さんとの協議の中で場所を、経済波及効果等々の理由もありまして、場所を当初予算計上時のものと場所を変更したというのがまず1点でございます。それ以外に協議をしていく中で、当初かけ流しの足湯ということにしておりましたが、これも湯元企業さんとの協議の中で、将来を見据えて必要なお湯の量を確保する必要がある。そして、合わせまして、ここに設置します特性になりますけれども、登山を終えられて下りられた、いわば、どろどろの足をつけられるケースが非常に多いのではないかとといったようなところで衛生管理の問題がありまして、かけ流しではなく、循環ろ過器を設けたものにしてはということがあります。それに伴いまして、ろ過装置をつける必要がありますので、建屋といいますか、そういうろ過装置を置く場所を設けなければならない。あるいは、建屋ですけれども、も、大山の参道にマッチしたようなデザインなり、景観を持つものが必要ではないかと。いわゆるコンクリートの擬木作りの東屋ではなくて、木造の景観にあったようなものにする必要があるのではないかと。そして、バリアフリー化、例えば車イスを使ってでも足湯を利用することができるようにする必要があるのではないかと。といったようなこと、そして、変更した場所がですね、下がすけておりますいわゆる台場みたいになっている状態のところを、に変更いたしました関係で強度。そういったものを確保するための構造にする必要があると。そういったもろもろの要因を合わせまして、合わしまして、実施設計を行いましたところ当初別の場所で見込んでおりましたものと比べまして400万円程度の増額になったということでございます。

○**総務課長（押村彰文君）** 議長、総務課長。

○**議長（野口俊明君）** 押村総務課長。

○**総務課長（押村彰文君）** 岩井議員さんの質問にお答えをいたします。8ページの過疎対策事業債のソフト事業分の内容はということでございます。ご存じのとおりでございますけれども、過疎地域に今年度からなることになりました、地域指定が。今まではソフト事業に対しては有利な起債制度がございませんでしたけれども、この過疎指定を受

けることによりまして、ハード事業、そして、このソフト事業にも起債を受けるということが可能になったところでございます。そこで、町では、過疎対策事業の自立特別、自立促進特別事業ということでたくさんのソフト事業にこの過疎対策事業費を充てるということにしておりますが、内容につきましてはたくさんございます。ここでひとつずつ、内容の説明はなかなか申し上げられませんが、今まで対象になりませんでしたソフト事業に対して約1億9,900万ですけれども、これが毎年過疎債として交付を受けるという制度になりましたので、そういうソフト事業に充てさせていただきたいと思っております。まあ、代表的なものとしたしましては、就農応援交付金事業ですとか、企業等参入促進支援事業ですとか、野生鳥獣被害防止事業とか、元気な村づくり推進事業とかたくさんの事業を計画しておるところでございます。以上でございます。

○学校教育課長（林原幸雄君） 議長、学校教育課長。

○議長（野口俊明君） 林原学校教育課長。

○学校教育課長（林原幸雄君） 岩井議員さんのご質問にお答えさせていただきます。まず10ページの建物等、損害賠償金の状況でございます。

まずはじめに、2件の事故が発生したということにつきまして、大変申し訳なく思っております。状況でございますが、この作業は緊急雇用対策事業の中で、学校とか保育所の除草作業員の方の作業中の事故でありました。で、場所は名和中学校でございまして、作業員さんには周辺への危害、車だけではなく、ガラス、窓とかそういうものに対して細心の注意を払っていただくようには指示をしていたわけですけれども、この場合は、玄関、中学校の玄関の近くのほうの除草作業をしていたところ、車と作業していた場所は20メートル程度離れていましたので、そこまで飛ぶのではないのかなという判断をしておりました。が、作業が終わりまして、夕方になってからその車の所有者の方が帰るときにガラス窓、後部のガラスが壊れていたということが分かりまして、すぐに現場に行きまして、状況を見ました。で、本当に作業中の事故なのか、ということも含めて色々現場で作業員さんの聞き取りとか学校の状況の聞き取りとか色々しながら検討した結果、作業中の、除草作業中の事故しか考えられないなという判断をいたしまして、こういう賠償のほうをさせていただくという決定をしたところであります。

次に、28ページの大山中学校の40周年の記念式典の記念品でございます。これは、丸い文鎮を記念品として、生徒、及び式典に出席していただきました関係者の方にお配りしたということでございます。以上です。

○人権推進課長（門脇英之君） 議長、人権推進課長。

○議長（野口俊明君） 門脇人権推進課長。

○人権推進課長（門脇英之君） 失礼いたします。29ページの男女共同参画プランの委員さんの謝礼金についてお答えいたします。当初予算で10人の委員さんのための謝礼を組んでおりましたが、現在人権推進課のほうで男女共同参画プランの第2次プラン、作成を進めているところでございます。で、この第2次プランの作成の中で、委員さん

に今年の11月に一度寄っていただきまして、全体の進みぐあいとか、内容を検討していただきました。その中で、平成23年度の早いうちに町民アンケート等をする必要がございます。それから、23年度の中では条例制定も考えております。その中で、どうしても今年度のうちに、の、2月ぐらいにもう一回この委員さんに寄っていただきまして、アンケートの内容ですとか、条例の審議をしていただかないと全体が、の進みが非常に遅くなるということでもう一回委員さんに寄って頂く、いただきたいということでこの度1回分の補正を組まさせていただきました。以上でございます。

○議員（10番 岩井美保子君） 議長。

○議長（野口俊明君） 10番、岩井美保子君。

○議員（10番 岩井美保子君） 1点だけ、再質問をお願いいたします。9,900万の新規事業ですが、今は詳しくそのどれも述べられないということでしたので、何かの方法で私たちに書類にしてでも知らせていただくこと、できますでしょうか。色々あるようでございますが。どんな事業に使われるかという。

○総務課長（押村彰文君） 議長、総務課長。

○議長（野口俊明君） 押村総務課長。

○総務課長（押村彰文君） 先ほどの説明の中でも、申しましたけども、大山町過疎地域自立促進計画という計画書ができております。で、この中に詳しく対象事業は上げてございますけども。

○議員（10番 岩井美保子君） その中に詳しく入っている…。

○総務課長（押村彰文君） はい。で、皆さんこれを持っていらっしゃると思います。申し添えますと、今までは、単町事業でしかできなかった事業をこの過疎債を利用して出来るという非常に有利な制度で行っていくということでございます。以上でございます。

○議員（10番 岩井美保子君） 了解しました。

○議長（野口俊明君） ほかに質疑はありませんか。

○議員（3番 大森正治君） 議長、3番。

○議長（野口俊明君） 3番、大森正治君。

○議員（3番 大森正治君） 19ページですが、先ほど竹口議員が質問したその下の部分ですけども、診療所費の中で、繰越金として、国民健康保険診療所特別会計の繰り出し金が2億3,000万と、非常に多額ですけども、これは、町長からの説明があったように、大山診療所の2階部分の改修に伴うもんだということですが、素人目にはそんなにかかるのかなという気が私自身するものですから。これの詳しい、これほどかかる理由ですね。説明願いたいと思います。

○保健課長（斎藤 淳君） 議長、保健課長。

○議長（野口俊明君） 斎藤保健課長。

○保健課長（斎藤 淳君） 大森議員のご質問にお答えをしたいと思います。大山診療

所の2階部分の活用策についてこれだけの支出が必要になってきたわけでありましてけれども、2階部分の利活用策につきましては、複数の介護事業者の方の提案の中から、大山やすらぎの里が、いわゆる地域密着型の介護老人福祉施設。いわゆる特老。特別養護老人ホームであります。これを15人収容できるような規模で活用したいというご提案をいただきました。で、来年度から大山診療所の1階は従来どおり直営で診療所として運営を行いますが、2階部分については賃貸をします。やすらぎの里さんに賃貸をするというふうな形をとるわけでありまして、医療施設ではなくて、介護施設としての活用ということになります。で、そうすると、いわゆる用途変更といいますか、目的外使用ということになる関係がありまして、平成15年度に大山診療所を整備した際に借りました起債、これが約3億9,800万ほど残っておりますが、その2階部分、面積按分によりまして、概算で約2億円ほど繰り上げ償還しなければならないと、こういうことになったものがまずひとつ。それから建物部分に関してですね、2,074万円の補助金を国から受けております。で、その補助金のうち、これも2階部分に相当する額、926万円を返済しなければならないということに、返還ですね、返還しなければならないということになりました。

それと合わせまして、残りの2,116万2,000円については、いわゆる入所型の介護施設として利用するからに、するために整備しなければならないスプリンクラーですね。スプリンクラーの整備を家主としてはやっぱりする必要がございますので、その工事費等として計上させていただいております。都合、その財源というものが診療所特会にはございませんので、一般会計から、都合2億3,042万2,000円を繰り出させていただくということでございます。よろしくお願いいたします。

○議員（3番 大森正治君） はい。了解です。

○議員（9番 吉原美智恵君） 議長、9番。

○議長（野口俊明君） 9番、吉原美智恵君。

○議員（9番 吉原美智恵君） 先ほど、大山寺足湯建設工事について質問がありましたが関連質問させていただきます。この足湯ですけれども、評判がよくて、好評を得ているということですが、今の運営状況ですが、大山寺の方が運営管理されているということです。その中で、平日休みがあつて苦情が出たという事を聞いておりますが、そのような状態についてどう思われますでしょうか。せっかく環境整備されるのですが。それについてお尋ねしたいと思います。

○観光商工課（福留弘明君） 議長、観光商工課長。

○議長（野口俊明君） 福留観光商工課長。

○観光商工課（福留弘明君） ただ今のご質問は、自治会の皆さんが期限を区切って仮設の足湯を設置していらっしゃる件でないかと思われませんが、これは常設の足湯ではなくイベントのある日であるとか、お客さんが多い時期。例えば紅葉の時期に仮設で自治会の皆さんが設置されたものと認識をしております。従いまして、道具が置いてあり

ましても運用されていない日の方が多いためと承知をしております。従いまして、ご説明とかがしてないとは思いますが、そういったご苦情をいただいたということにつきましても、町としては認識をいたしておりません。

○議員（9番 吉原美智恵君） 議長、9番。

○議長（野口俊明君） はい、吉原美智恵君。

○議員（9番 吉原美智恵君） ちょっと私の言い方が悪かったと思いますが、その仮設の足湯であっても、観光客は足湯ができたというふうに思うわけです。その中で、紅葉祭りの時なども来られまして、で、土日とか祭日の場合だけで休憩があったと。そういう姿勢がですね、この建設がきちんとされて、環境整備されたときに管理運営が同じように大山寺になる場合にですね、やはり、仮設であってもお金をかけて整備してあるわけですから、その大山寺に対してこちら行政側としても、もてなしの心を持つようにやはり足湯がありましたらそのこの努力で、その期間、紅葉祭りの期間だけは流すとか、そういうふうにはされないと観光客の人はそういう事情は何も分かりませんので、そういう、これから大山寺に対して期待してこう投資していく場合にですね、それについての大山寺部落の、大山寺の方への心得といいますか、そういうことに対して行政も少しは何か指導監督と言ったらおかしいですけども、助言があってもいいのではないかということでこれに関連して質問いたしました。観光客は1日1日、来たときにその印象で大山寺の印象が決まりますので、せっかくこれから足湯のいいのができるのでしたら、そういう感覚を持っていただきたいという感じでそういう事を行政はこれからも助言していくのかどうかお聞きしたいと思います。

○観光商工課（福留弘明君） 議長、観光商工課長。

○議長（野口俊明君） 福留観光商工課長。

○観光商工課（福留弘明君） まさにご指摘のとおりでございます。今般補正をお願いしております常設の足湯の維持管理につきましても、自治会の皆さん方と度重なる協議を行ってきております。そうした中でも、適切な管理を行っていくということが絶対条件ということで私どもも今後の利活用を見守って行きたいと思っておりますのでよろしく願いいたします。

○議長（野口俊明君） 他に質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶものあり〕

○議長（野口俊明君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶものあり〕

○議長（野口俊明君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第161号を採決します。お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔 賛成者起立 〕

○議長（野口俊明君） 起立多数です。したがって、議案第161号は原案のとおり可決されました。

日程第15 議案第162号

○議長（野口俊明君） 日程第15、議案第162号 平成22年度大山町地域休養施設特別会計補正予算（第3号）についてを議題とします。これから質疑を行います。質疑はありませんか。

○議員（5番 野口昌作君） 議長、5番。

○議長（野口俊明君） 5番 野口昌作君。

○議員（5番 野口昌作君） この会計ですすね、地域休養施設の使用料が200万円で繰入金が101万7,000円になっておりますが、支出の項ですすね、この使用料200万円を生み出すための支出は、賃金が140万円ですすね、それから需用費が65万というようなことを計算してみますと、いわゆる地域休養施設の使用料を生み出すための200万円というものは支出のほうで特に100万出ているというような状況でないかというぐあいみえますが、そのようにみてもいいでしょうか。

○観光商工課長（福留弘明君） 議長、観光商工課長。

○議長（野口俊明君） 福留観光商工課長。

○観光商工課長（福留弘明君） ただいまのご質問にお答えいたします。使用料の増額でございますが、こちらにつきましては、あくまでもこの補正をお願いする段階での決算見込みに基づくものであります。当初計上額が、よりも比較的利用が多かったということが原因でございます、帳尻を合わせるとかそういうことではございません。

ただ支出のほうでお願いしておりますように、利用が増えた分は人件費等が当初も見込みよりも多く必要になるといったようなところでございます。まあ修繕料等につきましては、ご承知のとおり施設でございますので、ある程度修繕をしていく必要があるといったようなところがありますので、その部分が当初見込みを上回った部分ということでございます。

○議員（5番 野口昌作君） はい、分かりました。

○議長（野口俊明君） 他に質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶものあり〕

○議長（野口俊明君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶものあり〕

○議長（野口俊明君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第162号を採決します。お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔 賛成者起立 〕

○議長（野口俊明君） 起立多数です。したがって、議案第162号は、原案のとおり可決されました。

日程第16 議案第163号

○議長（野口俊明君） 日程第16、議案第163号 平成22年度大山町簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）についてを議題とします。これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶものあり〕

○議長（野口俊明君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶものあり〕

○議長（野口俊明君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第163号を採決します。お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（野口俊明君） 起立多数です。したがって、議案第163号は、原案のとおり可決されました。

日程第17 議案第164号

○議長（野口俊明君） 日程第17、議案第164号 平成22年度大山町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）についてを議題とします。これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶものあり〕

○議長（野口俊明君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶものあり〕

○議長（野口俊明君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第164号を採決します。お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（野口俊明君） 起立多数です。したがって、議案第164号は、原案のとおり可決されました。

日程第18 議案第165号

○議長（野口俊明君） 日程第18、議案第165号 平成22年度大山町国民健康保険診療所特別会計補正予算（第3号）についてを議題とします。これから質疑を行いま

す。質疑はありませんか。

○議員（8番 西尾寿博君） 議長、8番。

○議長（野口俊明君） 8番 西尾寿博君。

○議員（8番 西尾寿博君） 診療所ですね、この経営というのはどこでも大変なわけでございまして、町民サービスという点からですね、まあ大山町もこの施設4つあるわけですけども、がんばっておるといようなことだろうと思っております。そういった中で、どこもですけれど、将来的にね、まあ医療費が膨らんでいき、こういった経営がですね、これから大変になる、まあこれは保険もそうですけども、この診療所の経営がですね、将来的に繰入金は今現在7,300万、その中の償還金公債費が5,000万ほどあるわけですし、取りあえずこの赤字をしながらでも経営をしていくという姿勢はわたしほどの程度許されるのかなというふうにいつも思っておるわけですけども、将来的にこれがどのようなことで例えば膨らんでいく、あるいは経営が難しくなっていくというような考え、あるいは検討なされていますか。

○保健課長（斎藤 淳君） 議長、保健課長。

○議長（野口俊明君） 斎藤保健課長。

○保健課長（斎藤 淳君） 西尾議員のご質問にお答えをいたします。現状診療所は直営で名和、大山、大山口とございまして、他に町内には民間の医療機関も事業についてはございますが、現状においては、その直営診療所が地域住民の皆さんに医療機関として、きちんと受け入れられて、それなりの住民サービスというんでしょうかね、そういったことを提供できているというふうに思っております。そういった中で、その名和診療所、大山口診療所については、現状経営的には、ほぼ黒字を毎年続けております。多額ではございませんが、ほぼ黒字でずっと推移をしていると。ただ大山診療所につきましては、赤字経営ということで、かなり投資額に伴う、償還金ですね、返済金の影響もありますし、それから現在固定医がないという状況の中で変則的な診療を余儀なくされております関係で、診療収入そのものも、伸び悩んでいるという状況であります。

そういった中で、今回2階部分については民間に賃貸するということになりました。それに伴ってかなり高額でしたけども、繰上げ償還もさせていただくように予算化をさせてもらいました。毎年毎年その、これからまだ平成43年度までは償還が続きますけれども、償還額そのものは半減いたします。これに賃貸収入もある程度見込めるということになります。あとは、1階部分の直営診療所に、早急に固定医を見付けるということで、外来収入も安定的に得られるようにしなければならないと思っておりますし、場合によっては、大山診療所は、いわゆる第2種の僻地診療所ということに位置づけられておりますので、周辺住民の皆さんの医療サービスを提供する上で、訪問診療といったようなこともですね、できるような体制をとっていきたいなというふうなことを考えております。なかなかその黒字経営ができるような状況であれば、民間事業者にもお願いできるんでありますけれども、なかなかそういった状況が見通せない中ではありますけれ

ども、やはり地域の皆さんに役立つ、地域の皆さんに利用してもらおう診療所としてですね、固定医の確保、早急にした上で、経営の安定を図っていききたいとふうな考え方でおります。以上です。

○議員（8番 西尾寿博君） 議長、8番。

○議長（野口俊明君） 8番 西尾寿博君。

○議員（8番 西尾寿博君） そうですね、先に実は固定医の話が出たんであれですけど、以前からこの固定医は、もういなくなっただけからもう2年ぐらいなるわけで、最初の頃はですね、この話がしょっちゅう出ておりました、大変難しいのは分かるわけですけど、まあどうするかという話が毎回定例会のときに報告みたいな話が実は出ておりました。例えば自治医大の探しておるとか、県のほうにお願いしているとか、というのが報告あったわけですけども、ちょっと無いなど、本気で考えておるのかな、それとですね、以前同僚議員が、神経疾患の治療もできますよというようなことがあるにも関わらず実は宣伝不足じゃないか、近年そういった病気の方がですね、多くなっているのにも関わらず、地元には実はありますと。そういった対策も実はうつとか、対策も全国でやられておりますし、交通事故の5倍、6倍の方が亡くなっているということも実はあるわけです。

そういったことアピールしなさいよ、あるいはもうちょっと他にですね、アイデアだとかこんなことやったらこんなことになりましたというような結果報告というものをですね、あってもよからうかなと実は思っております。その辺の、実は探しております探しておりますという話してでなくて、どの程度今進んでおるとか、どの辺を今あたっていますとか、アイデアとしてこんなことを考えています、新薬もいろいろ使っていないけんとかっていう話しも実はあろうかと思いますが、そのような状況をもう少し聞かせていただいたら思うですけど。

○保健課長（斎藤 淳君） 議長、保健課長。

○議長（野口俊明君） 斎藤保健課長。

○保健課長（斎藤 淳君） まず、固定医の確保についてでありますけども、現状具体的に話ができるというふうな前向きな話ができるというふうなドクターが見つかったわけではございません。ただ一人二人のドクターとは接触を現在続けているというところでもあります。あと、年末にもちょっと依頼に参りまして、第一内科、第二内科、脳神経内科の教授ともお話をさせてもらって、大山町のその3診療所の将来構想についてまあ少しお話をさせていただいて、是非そういった構想にですね、興味関心を示していただけるドクターがいらないかどうか、是非ご協力いただきたいということをお願いして帰ってきた経過がございます。なかなか思うように前には進んでおりませんが、引き続き鋭意努力してまいりたいということでございます。

それから精神科、診療内科については、大山口診療所でございます。診療内科の需要というのは確かにこういうご時勢ですので増えてきているということでもありますけども、

まあなかなかその診療内科の受診に際しまして、5分10分で診察をするということがですね、できにくい分野でもございまして、だいたい一人につき最低30分程度の診察時間をとるというふうなことがあります関係で、予約制で行っております。そういう意味では、内科部門のようにですね、1日に100人といったような患者さんを受け入れるというふうな体制はなかなかとれないということをまあご理解いただきたいと思えます。

それから医薬品関係で、新薬がどんどん出てはまいります、そのいわゆるジェネリック薬品についてですね、使用頻度これからも高めていく必要があるだろうとは思っています。

ただ、もう少しその患者さんのですね、意識啓発というものも必要になってくるのかなど、その辺の不足もちょっと感じてるところでありまして、まあドクターに向けて患者さんから、ジェネリックでいいよ、安ければそのほうがいいよというふうな働きかけができるようなですね、そういうふうなことも今後必要になってくるのかなというふうに感じています。以上です。

○議員（8番 西尾寿博君） 了解。

○議長（野口俊明君） 他に質疑ありませんか。

○議員（5番 野口昌作君） 議長、5番。

○議長（野口俊明君） 5番 野口昌作君。

○議員（5番 野口昌作君） 大山診療所の施設改修工事2，100万ということで、みてございますけども、それから大山診療所の繰上償還というのが2億見てありますが、だいたいこのいわゆる診療所の改修ですね、これにいくら掛かるのか、いろんな数字が償還金とかなんとかがあってちょっと分かりにくいですが、実際に町費として起債も含めてですね、いくら持ち出して診療所を改修することになるのかお尋ねします。

○保健課長（斎藤 淳君） 議長、保健課長。

○議長（野口俊明君） 斎藤保健課長。

○保健課長（斎藤 淳君） えーとですね、先ほどご答弁申し上げました大山診療所の2階には、やすらぎの里さんがまあ福祉介護施設として利用されるということで、今決定をしました。で、その関係で、家主として整備しなければならないのは、この予算書の4ページにあります工事請負費2，116万2，000円と前回の臨時議会で設計監理料を189万予算化させてもらいました。それと県証紙が3万5，000円でしたかね、以上の金額約2，300万程度が工事費であるということでご理解をいただきたいと思えます。

○議員（5番 野口昌作君） 議長、5番。

○議長（野口俊明君） 5番 野口昌作君。

○議員（5番 野口昌作君） 工事費がですね、そうしますと2，300万ほどということのようですが、他に起債を償還したりして、起債をね、償還してしまったりして、

そういうことで町費持ち出しになる部分であるでないかと思いますが、その分も込めてですね、いくらぐらいになるかということでございます。

○保健課長（斎藤 淳君） 議長、保健課長。

○議長（野口俊明君） 斎藤保健課長。

○保健課長（斎藤 淳君） 全額一般財源での対応ということになります。特定財源は充当されない形でございます。トータル的には、大山診療所の繰上償還金が2億円ございます。それとこのあとの議案でございますけども、介護療養病棟の償還は約6,500万ほどございまして、それとそれから先ほど申しました工事費が2,300万、それから国民健康保険の調整交付金、国の補助金ですね、これが926万、合わせますと約3億近い金を一般財源で賄っていただくということでございます。以上です。

○議員（5番 野口昌作君） はい、了解しました。

○議長（野口俊明君） 他に質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶものあり〕

○議長（野口俊明君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶものあり〕

○議長（野口俊明君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第165号を採決します。お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔 賛成者起立 〕

○議長（野口俊明君） 起立多数です。したがって、議案第165号は、原案のとおり可決されました。

日程第19 議案第166号

○議長（野口俊明君） 日程第19、議案第166号 平成22年度大山町介護保険特別会計補正予算（第2号）についてを議題とします。これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶものあり〕

○議長（野口俊明君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶものあり〕

○議長（野口俊明君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第166号を採決します。お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔 賛成者起立 〕

○議長（野口俊明君） 起立多数です。したがって、議案第166号は、原案のとおり

可決されました。

日程第20 議案第167号

○議長（野口俊明君） 日程第20、議案第167号 平成22年度大山町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）についてを議題とします。これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶものあり〕

○議長（野口俊明君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶものあり〕

○議長（野口俊明君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第167号を採決します。お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（野口俊明君） 起立多数です。したがって、議案第167号は、原案のとおり可決されました。

日程第21 議案第168号

○議長（野口俊明君） 日程第21、議案第168号 平成22年度大山町農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）についてを議題とします。これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶものあり〕

○議長（野口俊明君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶものあり〕

○議長（野口俊明君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第168号を採決します。お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（野口俊明君） 起立多数です。したがって、議案第168号は、原案のとおり可決されました。

日程第22 議案第169号

○議長（野口俊明君） 日程第22、議案第169号 平成22年度大山町公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）についてを議題とします。これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶものあり〕

○議長（野口俊明君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶものあり〕

○議長（野口俊明君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第169号を採決します。お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（野口俊明君） 起立多数です。したがって、議案第169号は、原案のとおり可決されました。

ここで暫時休憩いたします。再開は10時50分再開いたします。休憩いたします。

午前10時40分 休憩

----- . ----- . -----
午前10時50分 再開

日程第23 議案第170号

○議長（野口俊明君） 再開いたします。日程第23、議案第170号 平成22年度大山町風力発電事業特別会計補正予算（第3号）についてを議題とします。これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶものあり〕

○議長（野口俊明君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶものあり〕

○議長（野口俊明君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第170号を採決します。お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（野口俊明君） 起立多数です。したがって、議案第170号は、原案のとおり可決されました。

----- . ----- . ----- 日程第24 議案第171号

○議長（野口俊明君） 日程第24、議案第171号 平成22年度大山町情報通信事業特別会計補正予算（第2号）についてを議題とします。これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶものあり〕

○議長（野口俊明君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶものあり〕

○議長（野口俊明君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第171号を採決します。お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（野口俊明君） 起立多数です。したがって、議案第171号は、原案のとおり可決されました。

日程第25 議案第172号

○議長（野口俊明君） 日程第25、議案第172号 平成22年度大山町水道事業計補正予算（第2号）についてを議題とします。これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶものあり〕

○議長（野口俊明君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶものあり〕

○議長（野口俊明君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第172号を採決します。お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（野口俊明君） 起立多数です。したがって、議案第172号は、原案のとおり可決されました。

日程第26 議案第173号

○議長（野口俊明君） 日程第26、議案第173号 大山町水道事業の設置及び給水に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。提案理由の説明を求めます。町長 森田増範君。

○町長（森田増範君） はい、議長。

○議長（野口俊明君） 森田町長。

○町長（森田増範君） ただいま上程をいただきました議案第173号 大山町水道事業の設置及び給水に関する条例の一部を改正する条例につきまして説明を申し上げます。

平成20年3月27日付けで行われました大山町上下水道料金等検討委員会の答申に基づきまして、町民の皆様への同一サービス、同一の負担の観点から、また行政の公正性を確保するため、本町の水道使用料を段階的に、また激変緩和措置を講じながら、平成23年4月1日に第1回目の改訂を、平成26年4月1日に第2回目の改訂を、そして平成29年4月1日に第3回目の改訂を行って、平成29年度に全町統一するもので

ございます。

なお、水道加入金につきましては、平成23年4月1日から全町統一料金を適用するものであります。これで、議案第173号の提案理由の説明を終わります。どうぞよろしく申し上げます。

○議長（野口俊明君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶものあり〕

○議長（野口俊明君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶものあり〕

○議長（野口俊明君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから、議案第173号を採決します。お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（野口俊明君） 起立多数です。したがって、議案第173号は、原案のとおり可決されました。

日程第27 議案第174号

○議長（野口俊明君） 日程第27、議案第174号 町有財産を有償で払下げすることについて（町営住宅浜の上第二団地）を議題とします。提案理由の説明を求めます。

町長 森田増範君。

○町長（森田増範君） はい、議長。

○議長（野口俊明君） 森田町長。

○町長（森田増範君） それでは、議案第174号 町有財産を有償で払下げすることにつきまして提案理由の説明を述べさせていただきます。

本案は、町営浜の上第二団地敷地払下げに伴い、大山町から浜の上第二団地入居者への土地売買を行うものでございます。

主な内容といたしましては、浜の上第二団地は鳥取県から大山町へ土地の無償譲渡を受け、11月1日より町営住宅として管理運営を行っているところでございます。建物の払下げに伴い土地を有償で払下げを行うものでございます。以上で議案第174号の提案理由の説明を終わります。どうぞよろしくお願いたします。

○議長（野口俊明君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶものあり〕

○議長（野口俊明君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶものあり〕

○議長（野口俊明君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから、議案第174号を採決します。お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（野口俊明君） 起立多数です。したがって、議案第174号は、原案のとおり可決されました。

日程第28 議案第175号

○議長（野口俊明君） 日程第28、議案第175号 町有財産を無償で譲渡することについて（町営住宅浜の上第二団地）を議題とします。提案理由の説明を求めます。町長 森田増範君。

○町長（森田増範君） はい、議長。

○議長（野口俊明君） 森田町長。

○町長（森田増範君） 議案第175号 町有財産を無償で譲渡することにつきまして、提案理由のご説明を申し上げます。

本案は、町営浜の上第二団地敷地払下げに伴い、大山町から浜の上第二団地入居者への建物を無償で譲渡するものでございます。

主な内容といたしましては、浜の上第二団地は鳥取県から大山町へ、建物を無償譲渡を受け、11月1日より町営住宅として管理運営を行っているところでございます。建物につきまして、無償で払下げを行うものでございます。以上で議案第175号の提案理由の説明を終わります。どうぞよろしくお願ひ申し上げます。

○議長（野口俊明君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

○議員（5番 野口昌作君） 議長、5番。

○議長（野口俊明君） 5番、野口昌作君。

○議員（5番 野口昌作君） これで払い下げしてですね、あと何戸ぐらいがここに残ることになりますか、質問します。

○町長（森田増範君） はい、議長。

○議長（野口俊明君） 森田町長。

○町長（森田増範君） 野口議員の質問に、詳細については担当課のほうから述べさせていただきます。

○建設課長（池本義親君） 議長、建設課長。

○議長（野口俊明君） 池本建設課長。

○建設課長（池本義親君） 建物があとどれくらい残るかというご質問ですが、今回払い下げ行いますのは、第2団地であります。浜の上につきまして、第1団地と第2団地でございますが、第2団地につきましては8戸ございます。この8戸につきましてすべて譲渡するといった内容です。

○議員（5番 野口昌作君） はい、分かりました。

○議長（野口俊明君） 他に質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶものあり〕

○議長（野口俊明君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶものあり〕

○議長（野口俊明君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから、議案第175号を採決します。お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（野口俊明君） 起立多数です。したがって、議案第175号は、原案のとおり可決されました。

日程第29 諮問第4号

○議長（野口俊明君） 日程第29、諮問第4号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてを議題とします。提案理由の説明を求めます。町長、森田増範君。

○町長（森田増範君） はい、議長。

○議長（野口俊明君） 森田町長。

○町長（森田増範君） それでは諮問第4号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることにつきまして提案理由のご説明を申し上げます。

本案は、任期満了となります人権擁護委員につきまして検討の結果、ふたたび小谷章公さんを推薦いたしたく、人権擁護委員法第6条第3項の規定により議会の意見を求めるものでございます。

小谷さんは、人格・見識ともに高く、社会の実情にも通じており、適任と考え推薦をいたすものでございます。小谷さんは、長年にわたり鳥取県立高校に教員として勤務をされた方ございまして、平成19年3月に県立米子高等学校校長を最後に定年退職され、現在は鳥取短期大学キャリア支援課室長として勤務をされているとともに地域におきましても保護司としてご活躍をいただいているところでございます。

なお、発令期間は、平成23年4月1日から平成26年3月31日までの任期3年の予定でございます。よろしくご審議の上、ご賛同たまわりますよう、よろしくお願い申し上げます。以上で、諮問第4号の提案理由の説明を終わります。

○議長（野口俊明君） これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶものあり〕

○議長（野口俊明君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶものあり〕

○議長（野口俊明君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから諮問第4号を採決します。お諮りします。本案は、原案のとおり推薦することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（野口俊明君） 起立多数です。したがって、諮問第4号は、原案のとおり推薦することに決定しました

日程第30 陳情第11号～日程第31 陳情第14号

○議長（野口俊明君） 日程第30、陳情第11号 2011年度国家予算編成において、教育予算拡充を求める陳情書についてから、日程第31、陳情第14号 年金受給資格期間を10年に短縮することを求める陳情についてまで、計2件を一括議題といたします。審査結果の報告を求めます。教育民生常任委員長、諸遊壊司君。

○教育民生常任委員長（諸遊壊司君） はい、議長。ただいま議題となりました陳情第11号及び陳情第14号の2件について、教育民生常任委員会の審査結果の報告をいたします。

審査年月日は、平成22年12月13日と17日の2日間。審査人数は全員の6名でございます。

陳情第11号 2011年度国家予算編成において、教育予算拡充を求める陳情書がありますが、子どもたちに豊かな教育を保障することは、社会の基盤作りにとって重要なことであります。

日本の子どもに係る公的支出は、先進国の中でも低レベルであり、教育予算を国全体として確保・充実させる必要があります。

よって採決の結果、採択3名、不採択2名で採択と決しました。

次に、陳情第14号 年金受給資格期間を10年に短縮することを求める陳情であります。国としても12月10日に社会保障改革の基本方針を決定したところであり、具体的な施策が待たれるところであります。

現状といたしましては、減免申請の制度もあり、また財政状況の厳しい中、資格期間を10年にすることは、困難であります。

よって、採決の結果、全会一致で不採択と決しました。以上で、教育民生常任委員会の陳情審査結果の報告を終わります。

○議長（野口俊明君） これから、陳情第11号 2011年度国家予算編成において、教育予算拡充を求める陳情書について質疑を行います。質疑はありますか。

○議員（16番 鹿島 功君） 議長、16番。

○議長（野口俊明君） 16番 鹿島 功君。

○議員（16番 鹿島 功君） ただいま第11号の審査結果が採択ということでしたが、これについての賛成、採択、不採択それぞれ分かれたようでございますが、その辺のところの採択、不採択の内容をお聞かせ願いたいと思います。理由を。

○教育民生常任委員長（諸遊壊司君） 議長。

○議長（野口俊明君） 諸遊壊司君。

○教育民生常任委員長（諸遊壊司君） 実は、ご存じのように、こういう陳情は昨年も、昨年の12月でしたでしょうか、9月でしたでしょうか、ちょっと覚えておりませんが、昨年度も同じような陳情が出ております。その時の陳情結果は、このたびの結果と真反対で、3対2で不採択になっています、実は。絶えずこの問題についていろいろ議員、委員会6名でいろいろ慎重に審議しておるところでございます。何故去年は不採択になったのに、このたびは採択になったかという意味のご質問だろうと思えますけれども、まあご存じのように、昨年と比べて子どもたちの高校卒業、大学卒業の就職難といえますでしょうか、非常に厳しい。なお一層厳しい時代を迎えております。

資料によりますと、それに伴い…、ったといえますでしょうか、学校現場が抱える問題が年毎に問題化しております。例えば、不登校の児童数が平成3年度から18年度に2.4倍、小学校で、中学校では2.8倍、いろいろありますけれども児童虐待の相談件数が平成2年から18年に比べて3.4倍、そういうぐあいにいろいろ課題が増えております。

そこでいろいろご意見を聞きましたけれども、いいやこしましたけれども、うーん、もっと国もそういう現状を踏まえて教育予算をしなくてはならないじゃないかという結論にいたったわけでございます。ただ一つ言いますのは、なら大山町はどうなのかということまで審議しました。おかげさまで大山町は、教育委員長また町長のいろいろ思いがありまして、県内ではその教育予算、並びに不登校とかそういう問題のことが平均より、まあ皆無というわけではございませんけれども、無いということをお伝えしたいと思えます。以上終わります。

○議長（野口俊明君） 他に、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野口俊明君） なしと認め、これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野口俊明君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから陳情第11号を採決します。この陳情に対する委員長の報告は採択です。この陳情は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

〔 賛成者起立 〕

○議長（野口俊明君） 起立多数です。したがって、陳情第11号は、委員長の報告のとおり、採択することに決定しました。

○議長（野口俊明君） 次に、陳情第14号 年金受給資格期間を10年に短縮することを求める陳情について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野口俊明君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論はありませんか。

○議員（3番 大森正治君） 議長、3番。

○議長（野口俊明君） 3番 大森正治君。あ、ちょっと待ってください。まず、最初に反対討論を許します。反対討論ありませんか。はい、3番 大森正治君。

〔「反対っていうのはこの結果に対するか」と呼ぶ者あり〕

○議長（野口俊明君） はい。はっ、質疑はすんだで。原案に対して反対、賛成ですから。

〔「原案というのはこの陳情…委員長報告に対してでしょう」と呼ぶ者あり〕

○議長（野口俊明君） 委員長報告に対して、失礼しました。委員長報告に対して賛成、反対。3番 大森正治君。

○議員（3番 大森正治君） わたしはこの年金受給資格期間10年に短縮することを求める陳情に対しまして賛成の立場で討論したいと思います。

日本ではまあ確かに25年というのは長い期間ですよね、それ10年になんてとんでもないことでないかというような感覚があるかもしれませんが、これは世界的に見ても非常に長すぎると、そこに大きな根本問題があるんじゃないかなというふうに思うんですね。言うまでも無くこの年金制度っていうのは、老後の、わたしたちのね老後の生活を安心しておくことができるようにするというそのための、社会保障制度です。

ところが今言いましたように、日本では25年という長い期間を収めなければ年金を受給できない。そのために、多くの人がこの陳情書の中にもこの趣旨の中にもありましたけど、118万人という、これは社保庁の推測ですけども、これだけの多くの人納めきれないね、無年金者になっているという実態があります。そしてその多くがですね、国民年金にだいたい該当する人だということだそうです。ここで一方ですね、保険料収入というのは、減少傾向がずーと続いておりまして、特にその中でもこの今の国民年金の減収が多いということです。2009年度には、国民年金の収納率が60%だと約、ということが滞納率が40%、非常に高いわけですが、この滞納者の多くがだいたい8年から9年は納入実績を持っておると、いうことがあります。

ですから緊急対策としてこの陳情者も言うておりますけども、緊急対策としてこの年金受給資格期間を10年に短縮するということは、それだけ滞納者が減って、収納率が上がるということになるわけです。それによって保険料収入が増えるという、そういう効果が現れるということがあるわけです。

それから始めにも言いましたけども、この日本と世界を比較してみますと世界の受給資格期間というのは、例えばですね、アメリカが10年間、それからドイツが5年間、それからイギリスがえーとどうも11年だったようですけども、それが今年の4月か

らは1年間、かなり短縮されております。それからフランスは3か月、すべてに至っては拠出金を出しているという実態がありますね。それから隣の韓国ですけども、これは日本の制度を参考にして、1998年からこの年金制度を導入したそうですが、この韓国でも10年間、そういう実態があります。さらにまあこれ論議は国内でも続いておいて政治の場でもあるんですけども、自民党のマニフェストもこの10年間というものを書いていて。それから公明党も党の方針としてあるし、それから共産党も、日本共産党もそういう方針です。まあそういうようなことを考慮すればですね、この陳情は採択すべきだというふうにわたしは思います。以上です。

○議長（野口俊明君） 次に、委員長報告に対して、賛成討論を許します。

○議員（9番 吉原美智恵君） 議長、9番。

○議長（野口俊明君） 9番 吉原美智恵君。

○議員（9番 吉原美智恵君） 私はですね、委員会の中でいろいろな意見を取りまとめた結果、委員会の意見といたしまして、保険料納付率の低い背景には、雇用状況の悪化とともに、現在の年金制度に対するさまざまな不信感が原因と考えられます。

諸外国の状況については、わが国の税制と大きな違いが見られ、比較検討に値しないということであります。長期的視野に立って、国の抜本改革を待つべきと考えます。また25年間、何とかやりくりして払い続けた多くの国民の不公平感も否めないところがあります。以上を持ちまして委員長の、委員会の件、不採択の結果に対して賛成いたします。

○議長（野口俊明君） 他に討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野口俊明君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから陳情第11号を採決します。この陳情に対する委員長の報告は採択です。この陳情は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。あ、失礼。元に戻ります。

他に討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野口俊明君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから陳情第14号を採決します。この陳情に対する委員長の報告は不採択です。この陳情を採択することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（野口俊明君） 起立少数です。したがって、陳情第14号は、委員長の報告のとおり不採択とすることに決定しました。

日程第32 陳情第12号

○議長（野口俊明君） 日程第32、陳情第12号 環太平洋戦略的経済連携協定（T

PP)の参加に反対する陳情書についてを議題とします。

審査結果の報告を求めます。経済建設常任委員長、西尾寿博君。

○経済建設常任委員長（西尾寿博君） はい、議長。ただいま議題となりました陳情第12号について、経済建設常任委員会の審査結果の報告をいたします。

審査年月日は、平成22年12月15日、審査人数は全員の6名であります。

陳情第12号 環太平洋戦略的経済連携協定(TPP)の参加に反対する陳情書であります。関税を撤廃し完全自由化するTPPに参加すれば、農林水産業や地域経済、雇用に重大な悪影響を及ぼす。

大山町でも、試算の結果、生乳と豚肉がそれぞれ15億円、米が13億円、その他にも、牛肉、ブロイラー等合せると50億円、町農業生産額の56%が減少する可能性があります。町の基幹産業である農林水産業への影響は、甚大であることから、採決の結果、全会一致で、採択と決しました。

以上で、経済建設常任委員会の審査結果の報告を終わります。

○議長（野口俊明君） これから、陳情第12号 環太平洋戦略的経済連携協定(TPP)の参加に反対する陳情書について質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野口俊明君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野口俊明君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから陳情第12号を採決します。この陳情に対する委員長の報告は、採択です。この陳情は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（野口俊明君） 起立多数です。したがって、陳情第12号は、委員長の報告のとおり採択することに決定しました。

日程第33 陳情第13号

○議長（野口俊明君） 日程第33、陳情第13号 「交通基本法」制定に関する陳情書についてを議題とします。審査結果の報告を求めます。総務常任委員長、小原力三君。

○総務常任委員長（小原力三君） ただいま議題となりました陳情第13号について、総務常任委員会の審査結果の報告をいたします。

審査年月日は、平成22年12月17日。審査人数は全員の6名でございます。

陳情第13号 「交通基本法」制定に関する陳情書であります。交通空白地を抱え、高齢化が進む本町においては、交通弱者の移動手段の確保は重要な課題である。現在、基本法制定に向け、政府の取り組みも進められており、採決の結果、全会一致で採択と決しました。以上で、総務常任委員会の陳情審査結果の報告を終わります。

○議長（野口俊明君） これから、陳情第13号 「交通基本法」制定に関する陳情書について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野口俊明君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野口俊明君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから陳情第13号を採決します。この陳情に対する委員長の報告は、採択です。この陳情は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（野口俊明君） 起立多数です。したがって、陳情第13号は、委員長の報告のとおり採択することに決定しました。

日程第34 発議案第7号

○議長（野口俊明君） 日程第34、発議案第7号 「環太平洋戦略的経済連携協定」（TPP）に参加しないことを求める意見書の提出についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。提出者 経済建設常任委員長、西尾寿博君。

○経済建設常任委員長（西尾寿博君） はい、議長。発議案第7号 「環太平洋戦略的経済連携協定」（TPP）に参加しないことを求める意見書の提出について、提案理由のご説明をいたします。

発議案第7号は、経済建設常任委員会で陳情第12号を審査した結果、採択すべきものと決したので、意見書の提出を発議するものであります。

それでは、意見書を朗読いたします。

「環太平洋戦略的経済連携協定」（TPP）に参加しないことを求める意見書、日本は、世界の食糧輸入国で、主要国（OECD）の農産物の関税率を見るとインド124.3%、ノルウェー123.7%、韓国62.2%、EU19.5%であるのに対して、日本は11.7%と最も低い水準で、農産物に対する輸入「鎖国」ではありません。

菅直人民主党政権は、臨時国会の所信表明で「環太平洋戦略的経済連携協定」（TPP）への参加表明に続き、11月19日、TPPについて「関係国との協議を開始する」ことを決定しました。

関税を原則的に撤廃し、完全自由化するTPPに参加すれば、日本の農林水産業は、大打撃を受け、食料自給率は40%から13%に急落します。この影響は、農林水産業にとどまらず地域経済、雇用に重大な悪影響を与え、農林業が存在することによって発揮されている多面的機能を失いかねません。

鳥取県においても、主要6品目だけの試算ではありますが年間農業生産額の45%、316億円が減少すると予測され、本町でも、同様の試算では、生乳と豚肉がそれぞれ

15億円、米が13億円、その他、牛肉、ブロイラーなど合せると50億円、町農業生産額の56%が減少する可能性があり、また、これらに起因して、農業後継者の減少や耕作放棄地の増大なども懸念され、町の基幹産業であります農林水産業への影響は、極めて甚大であります。

21世紀は、食糧難の時代とも言われ、それぞれの国が自国の食糧生産について、自主的に決定する権利を有するという「食料主権」の考えが広がりつつあり、わが国においても、食料自給率を抜本的に引き上げることが急務となっていることは、国民共通の認識です。

このような時に、例外なき関税の撤廃につながりますTPPに参加すべきではありません。よって本議会は、国会および政府に対して下記事項について強く求めるものです。記、1.「環太平洋戦略的経済連携協定」(TPP)に参加しないこと。以上、地方自治法第99条の規定に基づき意見書を提出します。

平成22年12月22日、鳥取県大山町議会、あて先が、内閣総理大臣、農林水産大臣、衆議院議長、参議院議長。

以上で、発議案第7号の提案理由の説明を終わります。

○議長(野口俊明君) これから、発議案第7号「環太平洋戦略的経済連携協定」(TPP)に参加しないことを求める意見書の提出について、質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(野口俊明君) 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(野口俊明君) 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから発議案第7号を採決します。お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長(野口俊明君) 起立多数です。したがって、発議案第7号は、原案のとおり可決されました。

日程第35 発議案第8号

○議長(野口俊明君) 日程第35、発議案第8号「交通基本法」制定を求める意見書の提出についてを議題とします。提案理由の説明を求めます。提出者 総務常任委員長、小原力三君。

○総務常任委員長(小原力三君) はい、議長。それでは、発議案第8号「交通基本法」制定を求める意見書の提出について、提案理由のご説明を行います。

発議案第8号は、総務常任委員会で陳情第13号を審査した結果、採択すべきものと

決したので、意見書の提出を発議するものであります。

それでは、意見書を朗読いたします。

「交通基本法」制定を求める意見書、わが国では、かつて運輸省と建設省が並立していたほか、国土交通省に統合された後も局ごとの縦割り行政であったため、交通政策全般の指針を示す基本法が制定されていない。

また、「交通基本法」が欠落しているために、厳しい財政状況の基では、交通体系を全体として経済効率的にするような交通機関間の連携を迫及する交通政策も策定されていない。そのために、自治体の公共交通維持に関する補助金負担は年々増加し、交通路線の維持が厳しい状況にある。

更に、わが国は高齢者比率が高く、中山間地を中心に過疎化の進行に伴い交通空白・不便地域が増し、高齢者および交通弱者は生まれ育った地では生活すらできなくなる状況が見受けられる。

また、社会的課題である環境負荷を低減することなどの社会的要請を満たすための交通政策が必要であるにもかかわらず、その基本方針が現在まで提示されていない。

したがって、交通機関間を有機的に結びつけ、経済・社会効率的で持続可能な交通体系を構築していくために、わが国においても「交通基本法」を早期に制定すべきと考えます。

わが国に適した「交通権」を確立し、その概念に関する社会的認知の向上を図り、公共交通に対する行政、事業者、国民の役割分担や義務・権利関係を明確にしていくことが求められ、その結果として、持続可能な総合交通体系を確立すべきであると考えます。

よって、次の事項を早期に実現されるよう強く要望する。

記、1.「国民の移動する権利」である「交通権」の概念に関する国民的合意を図るよう取り組まれること。2.「交通権」を保証し、そして交通政策の指針づくりを通じて総合交通体系を確立するために、「交通基本法」を早期に制定すること。3.「交通基本法」に基づいて、現行の交通体系を総合的に見直し、再編するよう取り組むこと。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき意見書を提出します。

平成22年12月22日鳥取県大山町議会、提出先は、内閣総理大臣、財務大臣、国土交通大臣、以上で、発議案第8号の提案理由の説明を終わります。

○議長（野口俊明君） これから、発議案第8号「交通基本法」制定を求める意見書の提出について、質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野口俊明君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論ありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野口俊明君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから発議案第8号を採決します。お諮りします。本案は、原案のとおり決定する

ことに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（野口俊明君） 起立多数です。したがって、発議案第8号は、原案のとおり可決されました。

日程第36 発議案第9号

○議長（野口俊明君） 日程第36、発議案第9号 2011年度国家予算に関する意見書の提出についてを議題とします。提案理由の説明を求めます。提出者 教育民生常任委員長、諸遊壊司君。

○教育民生常任委員長（諸遊壊司君） はい、議長。発議案第9号 2011年度国家予算に関する意見書の提出について、提案理由のご説明をいたします。

発議案第9号は、教育民生常任委員会で陳情第11号を審査した結果、採択すべきものと決したので、意見書の提出を発議するものであります。

それでは、意見書を朗読いたします。

2011年度国家予算に関する意見書、子どもたちに豊かな教育を保障することは、社会の基盤作りにとってきわめて重要なことです。現在の社会経済不安の中で、貧困と格差は、世代間に引き継がれている状況があり、経済的な理由から高校生の中途退学者も増えています。日本の子どもに関する公的支出は先進国最低レベルとなっており、諸外国並みに、家計基盤の弱い家庭への子どもに係る給付拡充などの施策の実施が必要です。また、家庭の所得の違いによって、子どもたちの教育や進路に影響がでないための、就学援助・奨学金制度の抜本的拡充など、公教育の基盤充実が不可欠です。

しかしながら、義務教育費国庫負担金の負担割合が2分の1から3分の1に縮小されたことや地方交付税削減の影響、厳しい地方財政の状況などから、自治体において教育予算の確保が困難となっており、少人数教育の推進、学校施設、旅費・教材費、就学援助・奨学金制度など拡がる教育条件の自治体間格差の是正が急務です。

また、「子どもと向き合う時間の確保」のための施策と文科省による「勤務実態調査」で現れた極めて厳しい教職員の勤務実態の改善が喫緊課題となっています。

自治体の財政力や保護者の所得の違いによって、子どもたちが受ける「教育水準」に格差があってはなりません。

教育予算を国全体として、しっかりと確保・充実させる必要があることから、次の事項の実現について、地方自治法第99条の規定に基づき意見書を提出します。

記、1.「子どもと向き合う時間の確保」をはかり、きめの細かい教育の実現のために、高校を含めた教職員定数改善計画を策定・実施すること。2. 教育の自治体間格差を生じさせないために、義務教育費国庫負担制度について、国負担率を2分の1に復元することを含め制度を堅持すること。3. 家庭の所得の違いによって子どもたちの教育や進路に影響がでないよう、就学援助制度を拡充すること。また、そのための国の予算措置

をおこなうこと。4. 学校施設整備費、教材費、図書費、旅費、学校・通学路の安全対策など、教育予算の充実のため、地方交付税を含む国の予算を拡充すること。5. 06年に実施した文部科学省の勤務実態調査の結果を施策に反映し、実効ある超勤縮減対策をおこなうこと。

平成22年12月22日鳥取県大山町議会、あて先は、内閣総理大臣、財務大臣、文部科学大臣、総務大臣でございます。以上で、発議案第9号の提案理由の説明を終わります。

○議長（野口俊明君） これから、発議案第9号 2011年度国家予算に関する意見書の提出について、質疑を行います。質疑はありませんか。

○議員（3番 大森正治君） 議長、3番。

○議長（野口俊明君） 3番 大森正治君。

○議員（3番 大森正治君） 陳情者から出ておりますその陳情内容の陳情の項目の中にですね、奨学金制度について貸与から給付方式に改善することという項目があるんですが、今の意見書の中にはそれが抜けているわけですが、その理由をお聞かせください。

○議長（野口俊明君） 教育民生常任委員長、諸遊壤司君。

○教育民生常任委員長（諸遊壤司君） はい。大森議員が元教員ということもありまして、この教育に関していろいろ勉強しておられることは、本当に敬服するところでございます。

副委員長もまた答弁に答えたと思いますけど、その奨学金を貸与と給付のことですね、質問は。つまり、うーん、われわれ委員会でも、そのことについていろいろ話し合いました。つまりまあ時間がないので、話ますけども、借りたものは返す、これが鉄則ではなかろうかと。国によっては、確かに貸与でなくして給付というのが主だった、主だよというご意見もありますけど、それはよその国です。日本は、日本で借りたものは返す、向学心のある人は、で、保護者の所得が低かったらば、自分で借りる手続きをして、その先において勤められるようになったら返していく、これが当たり前のことではなかろうかと思っております。答弁になったかどうか分かりませんが終わります。

○議員（3番 大森正治君） 議長、3番。

○議長（野口俊明君） 大森正治君。

○議員（3番 大森正治君） はい、今の話もわたしも分からなくてもない。貸与というのが日本は常識になっております、昔から。でも世界に目を向けると、先ほどの説明にもありましたけども、世界の中では言ってみれば貸与じゃなくて、給付というのが常識になっているというのが実情としてあるんですね。例えばOECDの加盟国の30か国ありますが、その中でもほとんどの国、27か国が給付制になっております。貸与制は僅か日本と韓国とメキシコだけだということから見ましてもですね、これだけ経済力のある日本でできないはずはないというふうに思うんですが、これは日本の貧しい教育予

算の繁栄でもあろうかなというふうに思うんですが、だからこそこの意見書を採択したと思うんで、この給付制について、ここの陳情にあります奨学金制度については貸与から給付方式に改善するというのもうきたと思うんですが、やっぱり難しいでしょうか。どうでしょうか。

○議長（野口俊明君） 諸遊壊司君。

○教育民生常任委員長（諸遊壊司君） はい、議長。まあOECDですか、27か国が貸与から給付という制度だとおっしゃいましたけども、まあ日本の進学率、あるいは学校の数から言いますと、なかなかよそはよそ、ということではなかろうかと思っています。

これはまあ個人意見になりますけども、今特に大学生の人が、苦学生がなくなったと聞いております。つまり昔は本当に勉強したい人は自分が新聞少年ではないですけども、朝早く起きて新聞配ってそして学校に行って、そして帰ってからまた夕刊を配る、そういう制度が今あるんですけれど、そういう生徒が、学生がなくなった、つまり親から学校へ出してもらうのが当たり前で、そして自分でアルバイトしたお金は学費に使わずに遊びに使うと、これが当たり前、それが当たり前というような国の、なっております。わたしはね、これは個人的な意見ですよ、それでは駄目だと。本当に勉強したかったならそういう制度があるもんでして、何べんも言いますけども、借りたものは返すということだと思っております。終わります。

○議長（野口俊明君） 他に質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野口俊明君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野口俊明君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから発議案第9号を採決します。お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔 賛成者起立 〕

○議長（野口俊明君） 起立多数です。したがって、発議案第9号は、原案のとおり可決されました。

日程第37 議員派遣について

○議長（野口俊明君） 日程第37、議員派遣についてを議題とします。

会議規則第119条の規定により、お手元に配布しておりますとおり、1番目として、平成23年1月11日（火）から1月12日（水）までの2日間、滋賀県大津市にあります全国市町村国際文化研修所で開催される「地域特有の資源を活用した地域の活性化」をテーマとした議員セミナーに、5人の議員を派遣するものです。

2 番目として、大山町行政課題の解決に向けた行政調査です。現在大山町では、現在、体験型・交流型・滞在型の観光交流産業をスポーツツーリズム推進構想があります。これは、「夕陽の丘神田山香荘」を中心とした地域休養施設を活用することにより、地域の活性化を目指す取り組みであります。この計画の大きな柱でもある、鳥取県フットボールセンター整備計画を調査・研究するため、既に整備された各都道府県フットボールセンターのうち、滋賀県・奈良県、和歌山県の施設に議員全員を派遣するものであります。

お諮りします。議員派遣をすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野口俊明君） 異議なしと認めます。したがって、議員派遣することに決定しました。

日程第 3 8 閉会中の継続審査について

○議長（野口俊明君） 日程第 3 8、経済建設常任委員会の閉会中の継続審査についてを議題とします。

経済建設常任委員長から、会議規則第 7 5 条の規定により、お手元に配布しています申出書のとおり、全日本農民組合鳥取県連合会会長 田中 宏外 1 名から提出がありました陳情第 1 5 号 「食料・農業・農村基本計画」に沿って、実効ある施策の推進を求める陳情書について、閉会中の継続審査の申出があります。

お諮りします。委員長からの申し出のとおり、陳情第 1 5 号 「食料・農業・農村基本計画」に沿って、実効ある施策の推進を求める陳情書について、閉会中の継続審査とすることにご異議ありませんか。

〔「異議あり、異議あり」と呼ぶ者あり〕

○議長（野口俊明君） 異議ありという意見でありましたが、異議を野口昌作君。

○議員（5 番 野口昌作君） この陳情のですね、案件内容を見てもみますとですね、わが大山町農業を主産業とする大山町のですね、本当に農家の方が身近に感じられる内容、本当に必要とされている内容をですね、陳情として意見書として提出せよというようなことをございます。これがですね、今日のこの 1 2 月の定例会にこれを決定しなければですね、もしも 3 月の議会でですね、何か採択、不採択というようなことを決めてもですね、この陳情の値打ち、意見書の値打ちというものがですね、本当になくなってしまおうというぐあいに考えます。

だによりましてですね、私はこの内容を見ますにですね、この 1 2 月の定例会で是非、採択か不採択かということをおね、きちんと決定していただきたい。まあ昼にもなりますし、昼からのかかりにでもですね、この経済建設常任委員会を開いていただいてですね、これを決定していただきたいなというぐあいに思います。

○議長（野口俊明君） 他に。ただいま、あ、米本隆記君。

○議員（２番 米本隆記君） この案件につきましてですが、実はこの陳情の趣旨は十分に理解するところであります。それでですね、先ほど野口昌作議員のほうが言われました、これは３月になれば遅くなるということがありますが、それにつきましてはですね、これ多分９番目のＴＰＰに関する問題が大きいかと。

〔「議長……」と呼ぶ者あり〕

○議員（２番 米本隆記君） ですからなんでせんかったかという…。他について言われたから。

○議長（野口俊明君） 今は異議で、質疑でしょ。さっきは。

○議員（２番 米本隆記君） あ、質疑ですか。

○議長（野口俊明君） はい、米本隆記君。

○議員（２番 米本隆記君） あ、いいです。取り下げます。

○議長（野口俊明君） ただいま野口昌作議員より異議の質疑がありました。これを、この異議を取り上げるか上げないかをお諮りいたします。ちょっと休憩します。

〔「休憩」「休憩しない」と呼ぶ者あり〕

○議長（野口俊明君） はい、休憩します。

午前 11 時 56 分 休憩

午前 11 時 59 分 再開

○議長（野口俊明君） そういたしますと再開いたします。先ほど野口昌作議員より、閉会中の継続経済建設常任委員会から出されております、継続審査の件につきまして、この継続審査をやめ、この会期で定例会で結論を出すべきだという意見がありました。この件につきましてお諮りします。

継続審査として認めるのか、認めないのか、これにつきまして、賛否を問います。経済建設常任委員会から出ました意見は継続審査ということであります。これにつきまして賛成か反対かをお伺いします。

それでは、賛成の方は、経済建設常任委員会から出ました結論に賛成の方はご起立願います。

〔 賛成者起立 〕

○議長（野口俊明君） 賛成多数です。よって、この経済建設からの、委員長からの申し出のとおり、陳情第 15 号につきましては、閉会中の継続審査とすることに決定しました。

日程第 39 総務常任委員会の閉会中の継続調査について

○議長（野口俊明君） 日程第 39、総務常任委員会の閉会中の継続調査についてを議題とします。

総務常任委員長から、お手元に配布しております申出書のとおり、会議規則第 75 条の規定によって、閉会中の継続調査の申し出がありました。

お諮りします。委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野口俊明君） 異議なしと認めます。したがって、委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご決定しました。

日程第40 教育民生常任委員会の閉会中の継続調査について

○議長（野口俊明君） 日程第40、教育民生常任委員会の閉会中の継続調査についてを議題とします。

教育民生常任委員長から、お手元に配布しております申出書のとおり、会議規則第75条の規定によって、閉会中の継続調査の申し出がありました。

お諮りします。委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野口俊明君） 異議なしと認めます。したがって、委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご決定しました。

日程第41 経済建設常任委員会の閉会中の継続調査について

○議長（野口俊明君） 日程第41、経済建設常任委員会の閉会中の継続調査についてを議題とします。

経済建設常任委員長から、お手元に配布しております申出書のとおり、会議規則第75条の規定によって、閉会中の継続調査の申し出がありました。

お諮りします。委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野口俊明君） 異議なしと認めます。したがって、委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご決定しました。

日程第42 議会運営委員会の閉会中の継続調査について

○議長（野口俊明君） 日程第42、議会運営委員会の閉会中の継続調査についてを議題とします。

議会運営委員長から、臨時会を含む次の議会の、運営を円滑かつ効率的に行なうために、閉会中において、議会運営に関する事項を継続調査したい旨の申し出がありました。

お諮りします。委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野口俊明君） 異議なしと認めます。したがって委員長から申し出の通り、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

○議長（野口俊明君） 今朝、開会にあたりまして、第2回の町議会報告会の際の、住民の皆さんからの意見要望について町長に報告答申し、そして町長から答えを伺っております。これに付きまして、今定例会の議会広報に掲載するという事を述べさせていただきましたが、議員の皆さんの中より、これにつきましては、それも行うわけでありますが、特に早く住民の皆さまにお知らせしたほうがいいのではないかという意見がございますので、議会が特に必要と認めました報告、町長に対しての報告に対しての町長からの議会に対しての報告をただいま局長に、7項目あるわけでありますが、朗読いただきまして、住民の皆さまに結果の報告をさせていただきます。報告をお願いします。

○議会事務局長（諸遊雅照君） そういたしますと、先ほど議長のほうからご指名がありましたので、先般11月に実施をしました大山町議会報告会の際の住民の皆さまからいただきました意見、要望等につきましては、去る12月14日の日に議長のほうから町長のほうに申し伝えをさせていただきました。これにつきます回答が12月20日ございましたので、その議会のほうからの要望事項、並びに回答につきまして朗読をもって代えさせていただきます。

要望事項は7点ございました。

まず1番目の要望事項でございますが、山香荘の活用方策や水道料金統一問題等、町民に深く関わる施策について、住民が行政に参画する機会がないという声が多くあったので、これら町民の声を聞く場づくりや制度の創設に努められたいという要望が1点目でございます。

それに伴います回答が、町が行う施策、事業については必要に応じ、タイミングを見計らい説明・意見交換の場を設けています。年2回の区長会、町長の集落行政懇談会、必要に応じ事業説明・意見交換会などを行い、住民参画の機会は設けていますが、会によっては参加者が少ないなど、制度そのものが浸透しきれていない面がありますので、更に制度の啓発に努めますという回答でございます。

2番目の要望事項でございますが、合併後6年が過ぎ、今後の財政運営は年々厳しくなっていくと推測するが、行財政改革の観点から、平成23年度予算編成にあたり、国や県が行っています事業仕分け制度を導入し、各種事務事業の点検・精査を実施されたいという要望事項でございますが、回答といたしましては、国が行っている事業仕分けの手法は、現況でも、色々と議論されているところです。必ずしも直接住民との関わりがある町行政に適しているとはいえないと考えています。

行財政改革は、審議会からの答申を受け、これに従い遂行し、確実な成果をあげることが重要であります。事務事業の点検・精査に関しましては、大山町合併までの2年間に合併協議会において、旧3町が行っていた事務事業の精査を行っており、合併後は議

会のチェック、定例監査、決算審査により厳しく行われているものと考えております。これが回答でございます。

3番目の要望事項でございますが、可燃ごみ用のごみ袋サイズは、現在、大と小の2種類ある。経済性、効率性の面から中サイズのごみ袋の要望があったので、検討されたいということでございます。

回答といたしましては、ごみ袋、中のごみ袋でございますが、これにつきましては、新年度ごみ減量化推進会議において意見を聞き、製作するかどうか決定したいと考えています、という回答でございます。

4番目の要望事項といたしましては、大山診療所の運営において、2階部分の活用については、新たな方針の下に改装が検討されているが、もっと様々なシュミレーションを行い、最終判断をされるべきである。今の状態はごまかしに感じる。本当の手術をされたいという要望事項でございます。

これに伴います回答が、今在家にあります大山診療所2階の入院・介護療養型病棟は、医師不足の現状の中で、平成20年6月から休止中であり、再開の目途が立たない状況にあります。一方、大山町では、「高齢者福祉計画・第4期介護保険事業計画、これは平成21年度～23年度に伴います計画であります。に基づき地域密着型サービス基盤整備を進めるため、21年度に事業者の公募を行い、2事業所が事業所を開設、また開設準備をしています。

高齢化が年々、進行する中、高齢者が住みなれた地域で安心して暮らせる環境を整えるためには、今後とも地域密着型サービスの整備が必要であるとの考えから、大山診療所2階部分、入院・介護療養型病棟の遊休化と地域の介護ニーズの現状を踏まえ、ここを介護施設として活用することが現実的であると判断、町内で地域密着型サービス事業を展開している民間事業者から提案を募集しました。

2事業者から提案があり、内容を審査した結果、大山やすらぎの里による介護老人福祉施設入所者生活介護、特労のサテライト型居住施設というそうではありますが、として利活用することに決定いたしました。

この決断に至るまでには、入院を再開できないか、老人保健施設や腎臓透析施設として活用できないかなど、1年余りかけて1階の外来診療所との一体的活用策を検討しましたが、いずれのケースも最終的には医師の確保ができないということで、具体化することができませんでした。

介護施設は、医療施設と異なり、医師が常駐する必要がありませんので、1階の診療所運営と切り離して考えることができ、この度のやすらぎの里の提案は、施設の現有機能を十分生かしつつ、地域住民のニーズを受け止めることが最も現実的な提案でありますので、ご理解願います。という回答でございます。

5番目です。5番目の要望事項といたしましては、ナスパル宅地分譲地の販売数の低下が見受けられる。民間であれば、少し販売価格を下げてでも販売の促進に努める

という考えが働くのに、行政には創意工夫が見受けられない。各種事業において、発想の転換を図りたい、という要望事項でございます。

回答といたしましては、平成20年度以降の販売実績は、平成19年度までに比べ低下している状況は事実であります。ご指摘のとおり、販売価格を下げ販売の促進を図ることも一つの手法と考えますが、今現在までに、取得されましたナスパルタウンの住民の方との均衡が保てなくなります。公平公正という観点からも販売価格を下げるということは、適当ではないと考えております。現在のところ、関西圏でのI J Uターンの相談会への参加、分譲地及び大山町のPRを実施しているところであります。

また、平成23年1月より日吉津のジャスコへ広告看板の設置をする予定にもしております。

さらには、現在計画中であります山陰道の全線開通、及び姫鳥線の全線開通が実現すれば、現在土地を購入された中でも関西圏のお客さまは多く、交通の利便性が上がることにより、販売が伸びるのではないかと期待をしております。

実際に山陰道ができるということことで大阪、兵庫方面の方から問い合わせ、契約まで行くお客さまもおられます。現在の説明では、10年以内という説明しかしておりませんが、実際に開通の目途が立てば、さらに契約、分譲販売件数も増加すると期待しております。

6番目の質問事項でございます。約6億円ある税や料の滞納は、町にとっても、住民にとっても大変な事態だと受け止めている。町民に対する納税意識向上のための啓発に努め、その解決を図りたいという要望事項でございますが、これに伴います回答といたしましては、税、料金等の徴収体制をより強化し、滞納情報を広報誌などで広く住民に周知し、県下一の徴収率、滞納者の少ない町を目指すよう行財政改革審議会からの答申を受けています。この答申に従い、徴収体制の強化、納税意識の向上を図る考えであります。これが回答でございます。

7番目最後の質問事項でございますが、要望事項でございますが、財団法人大山恵みの里公社の運営に係る意見が多くあった。特に農産物処理加工所については、大山の農産物に付加価値を高め、独自の大山ブランドの開発に努め、農家所得の増大を図るという当初の構想、基本理念を忘れないようにしていただきたいという要望でございますが、これに伴います回答が、財団法人大山恵みの里公社は、大山恵みの里づくり計画推進の核として活発な活動を行なっています。

公社と行政は、観光商工課、農林水産課、企画情報課を中心とした連携、そして大山町観光協会とも連携を図り、三者による連携・協働を図る推進体制をとっています。

農産物処理加工所は、初年度において経営基盤の安定化を第一目標とした商品開発に取り組み、販路開拓に取り組んでいます。将来的には法人の見直しを行い、独立した組織として教化を図り、大山ブランド品の商品化・定着化により、農家所得の増大につなげるよう努力したいと考えています。以上であります。

○議長（野口俊明君） 以上で町長からの回答書について報告していただきました。

閉会宣告

○議長（野口俊明君） これで本定例会の会議に付された事件は全部終了しました。
会議を閉じます。平成22年第10回大山町議会定例会を閉会します。

○局長（諸遊雅照君） 互礼を行います。一同起立、礼。

午後12時16分 閉会

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する

議 長 野 口 俊 明

署名議員 大 森 正 治

署名議員 杉 谷 洋 一